

令和5年3月30日	
担当課	総務局人事管理部人事課
所属長	課長 木山 幸介
電話	06-6489-6177

ストーカー行為等の規制等に関する法律違反の疑いで書類送致された職員に対する懲戒処分について

1 被処分者

経済環境局 一般職員（50歳代・男性）

2 処分内容

減給（平均賃金の1日分の半額）

（地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号）

3 処分日

令和5年3月30日

4 処分の概要

被処分者は、知人女性に対して、「会いたい」等のメッセージを送り続けたことにより警察から嚴重注意を受けていたにもかかわらず、再度、複数回に渡ってメッセージ等を送信したことにより、令和5年2月7日、ストーカー行為等の規制等に関する法律違反の疑いで逮捕された後、書類送致されたものである。

こうした行為は、本市及び本市の職員全体の信用を著しく失墜させる行為であるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であるため、地方公務員法の規定に基づく懲戒処分を行った。

なお、被処分者は令和5年2月17日付けで不起訴処分となっている。

以 上